

社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会 正規職員募集要項

1. はじめに（採用目的等）

貝塚市社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進するため、地域住民の皆さんや各種団体、事業者等と連携・協働し、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合い、誰もが自分らしく活躍できる豊かであたたかい地域づくりのための取組や事業を推進しています。

今般、本会の趣旨に賛同し、共に地域福祉の向上のために働いてくれる人材を募集します。

2. 業務内容

高齢者や障害者の権利擁護の促進に関する業務及び一般事務等

3. 採用予定人数 1名

※受験者の成績が一定水準に達しないときは「合格なし」とする場合があります。

4. 採用予定日 令和8（2025）年4月1日（予定）※採用日は相談に応じます ※試用期間は、採用日より6ヵ月間

5. 受験資格 次の（1）～（3）の要件をいずれも満たす人

- （1）昭和38年4月3日以降に生まれた人
- （2）社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人
- （3）普通自動車免許（AT限定可）を有する人

ただし、次の①～③の一つにでも該当する人は、本会職員にはなれません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 官公署、公益法人及び民間企業等において、懲戒免職（これに準ずる場合を含む。）の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

6. 応募方法

（1）申込書類の請求

ア 直接受け取る場合は、貝塚市保健・福祉合同庁舎内の貝塚市社会福祉協議会事務局にてお渡しします。

イ ダウンロードする場合は、貝塚市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

（URL＝<http://park11.wakwak.com/~k-shakyo/>）

(2) 提出書類

- ① 貝塚市社会福祉協議会正規職員採用試験申込書及び受験票（所定様式）
- ② 職務経歴書（任意様式）
- ③ 資格証明書等（証明書等の写し）
- ④ 郵送で提出する場合は、返信用封筒1通（受験票送付用、長形3号120mm×235mm）

※申込者の郵便番号・住所・氏名を記入したもの

(3) 申込方法

- ① 直接申し込む場合は、上記「(2)」の提出書類を貝塚市社会福祉協議会事務局まで、ご持参ください。（午前9時～午後5時00分まで）
※土曜日・日曜日・祝日については、申込受付はできません。
- ② 郵送により申し込む場合は、上記「(2)」の所定用紙に必要事項を記入し、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、必要書類を同封のうえ、下記「(5)」の申込先に郵送してください。

(4) 申込受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月10日（金）まで

※郵送の場合、10月10日（金）必着

(5) 受験申込・問合せ先

〒597-0072 貝塚市畠中1丁目18番8号（貝塚市保健・福祉合同庁舎内）

社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会 事務局 TEL（072）439-0294

(6) 注意事項

- ア 申込書等を手書きする場合は、摩擦熱により文字が消えるペン（フリクションボールペン等）を使用せず、必ず、黒ボールペンか黒万年筆で記入してください。
- イ 提出書類の不足や記載に不備がある場合は、お返しすることがありますが、そのために生ずる申込遅延等については一切責任を負いませんので、手続きは十分にご注意ください。
- ウ 受験資格がないこと又は申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

7. 選考方法

(1) 試験日時

令和7年10月19日（日）午前9時30分から

(2) 試験会場

適性検査：貝塚市保健・福祉合同庁舎 2階検診室

面接試験：貝塚市保健・福祉合同庁舎 3階会議室

(3) 試験内容

適性検査と個別面接

(4) 結果発表

可否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知

8. 給与等

- (1) 給与 給料・手当等については、社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会職員給与規定に基づき支給します。

(参考)

・給料（初任給）	① 大学卒	234,960円
	② 短大・専門学校卒	221,100円
	③ 高校卒	206,800円
(令和7年8月現在、地域手当を含んだ額)		

※上記は、新卒者の初任給であり、職歴等による前歴換算分が加算されます。

・給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当が支給要件に応じて支給されます。

※上記は、令和7年8月1日現在の状況であり、採用までの間に給与改定があった場合は、改定後の基準で支給されます。

- (2) 勤務時間 午前8時45分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後0時45分まで）
- (3) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
※上記の休日においても、勤務を命ずることがあります。
- (4) 休暇 社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会就業規則等に規定しています。

(参考)

・年次有給休暇20日（採用初年は、採用時期により日数が異なります。）のほか、夏季休暇、忌引、介護休暇等の休暇制度があります。

・産前産後休暇、育児休業等、育児に関する休暇・休業制度があります。

- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険及び大阪府市町村社会福祉協議会職員共済会に加入
- (6) 勤務場所 貝塚市社会福祉協議会（貝塚市保健・福祉合同庁舎 3階）

9. 貝塚市社会福祉協議会の事業内容等

本会の法人情報及び実施事業等については、本会ホームページをご参照ください。

10. その他

- (1) 天候の状況等により試験が実施できなくなった場合は、ホームページでお知らせしますので、必ずご確認ください。
- (2) 採用試験の申込のために提出された応募書類によって本会が取得した個人情報、職員の採用選考のみに活用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。なお、提出された書類についてはお返しできませんので、ご了承ください。
- (3) この試験についての問合せ・ご質問等は、前記「6. (5)」の「受験申込・問合せ先」にしてください。